

## 検査内容変更のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、下記に掲げる検査項目におきまして、検査内容を変更させていただきたくご案内申し上げます。

何卒、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

■実施日 2020年 7月 1日(水)ご依頼分より

■変更項目および変更内容

案内書掲載頁	項目コード 統一コード	検査項目	変更箇所	新	現	備考
51	1327 3K040	マンデル酸(MA)	対象物質名・ 分布区分	下記参照	下記参照	特定化学物質障害 予防規則(特化則) の一部が改正・施 行される為

■「特殊検診項目」名称および分布区分(関係箇所のみ抜粋)

[現]

対象物質名	検査項目名	単位	分布		
			1	2	3
スチレン	マンデル酸	g/L	≤0.3	0.3<、≤1	1<



[新]

対象物質名	検査項目名	単位	分布		
			1	2	3
スチレン	スチレン代謝物	g/L	-	-	-
エチルベンゼン	マンデル酸	g/L	-	-	-

\* 対象物質がスチレンの場合はスチレン代謝物(項目コード:1339)を、対象物質がエチルベンゼンの場合はマンデル酸(項目コード:1327)をご依頼下さい。

\* スチレン代謝物に関しましては、2020年7月1日(水)より検査受託を開始いたします。裏面をご参照下さい。

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。

■受託開始日

2020年 7月 1日 (水)ご依頼分より

■新規受託開始項目

項目コード 統一コード	検査項目	判断料 実施料	採取量 (mL) 必要量 (mL)	採取容器 提出容器	保存	検査方法	基準値	所要 日数	備考
1339	スチレン代謝物*1		尿 1*2	09	冷蔵	LC-MS	g/L 下記参照	6~7日	OBB

\*1 報告形態はマンデル酸 (MA)、フェニルグリオキシル酸 (PGA)、マンデル酸及びフェニルグリオキシル酸総量 (MA及びPGA総量) の3つの値をご報告いたします。

\*2 [検体採取時期] 連続した作業日の最初の日を除いた作業終了2時間前に一度排尿して捨てる。その後は排尿せずに、作業終了時排尿して所定の容器に必要量を入れて提出する。

●基準値: 0.43g/L以下 (総量としての指標: 生物学的許容値 0.43g/L以下)

生物学的許容値0.43g/L以下は、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響がみられないと判断される濃度です。報告書に印字する基準値は「案内参照」でご報告いたします。

■労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

厚生労働省から以下の通知が出ていますので、ご参照ください。

特定化学物質障害予防規則 (昭和47年労働省令第39号) 等が制定されてから40年以上が経過し、その間、医学的知見の進歩、化学物質の需給関係の変化、労働災害の発生状況の変化等に伴い、化学物質による健康障害に関する事情が変わってきています。

今般、化学物質による健康障害に係る健康診断項目について、厚生労働省における「労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」の検討結果を踏まえ、労働安全衛生規則 (昭和47年労働省令第32号)、有機溶剤中毒予防規則 (昭和47年労働省令第36号)、鉛中毒予防規則 (昭和47年労働省令第37号)、四アルキル鉛中毒予防規則 (昭和47年労働省令第38号) 及び特化則について改正を行うこととしたものです。これらにつきましては、令和2年7月1日から施行することとしております。

(厚生労働省労働基準局長 基発0304第3号より)

[以下、特別有機溶剤 (スチレン) における尿中マンデル酸記述箇所より抜粋]

物質			改正後	改正前
スチレン	特化則・特有剤	一次健康診断	尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定	尿中の蛋白の有無の検査及びマンデル酸の量の測定